

ふるさとと納税ワンストップ特例制度について

青森県藤崎町

ふるさとと納税による税の控除を受けるためには確定申告を行っていただく必要がありますが、「ワンストップ特例制度」を利用することにより確定申告をする必要のない給与所得者等が確定申告を行わなくても税の控除を受けられるようになりました。（平成27年4月1日以降にふるさとと納税をされる方が対象です。）

ワンストップ特例制度の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさとと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。）。

本制度を利用するためには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を藤崎町に提出していただく必要があります。

※藤崎町へふるさと寄附申込書を提出の際、「ワンストップ特例を利用する」とされた方には、寄附金受領証明書発送時に「寄附金控除に係る申告特例申請書」を同封しますので、必要事項を記入のうえ、署名、捺印をして藤崎町へ提出ください。（FAX及び電子メールは不可）送料は申請者様負担となります。

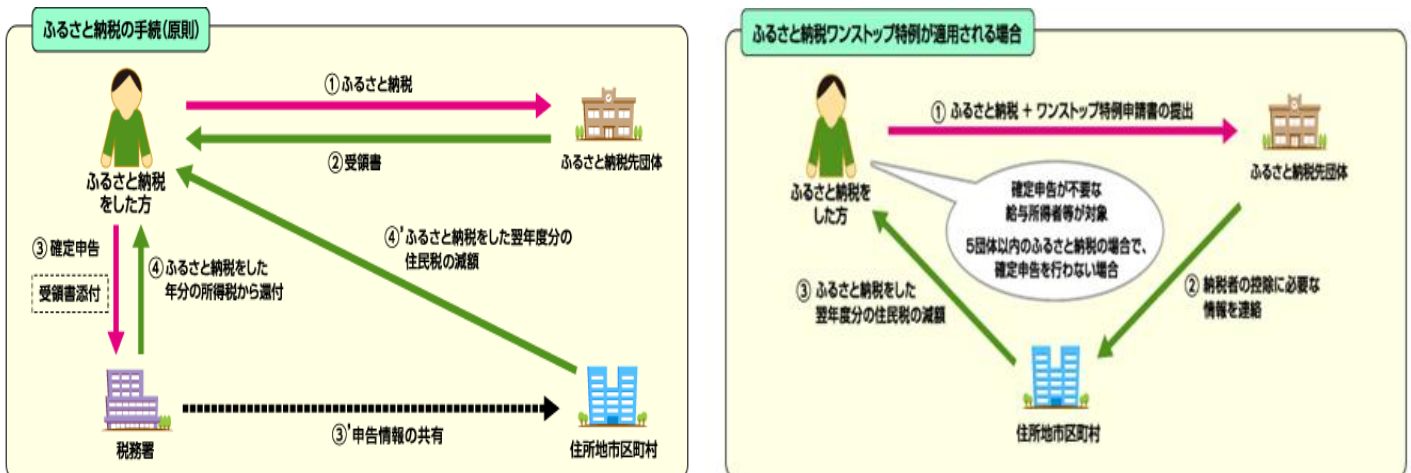
※「申告特例申請書」を提出しても、医療費控除などのため確定申告をされた場合、ワンストップ特定の適用は受けられなくなります。申告をする場合は、ふるさとと納税に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

※（転居による住所変更など）提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさとと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさとと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。変更届出書は、町のホームページからダウンロードできます。

「ワンストップ特例制度」を利用するためには、下記の条件を満たす必要がありますので、必ず事前に確認ください。

1. 確定申告をする必要のない給与所得者等であること
2. 平成27年1月1日から平成27年3月31日の間に寄附をしていないこと
3. 1年間の寄附先が5自治体以下であること

※1つの自治体に複数寄附をしても1カウントとなります。



【お問い合わせ・提出先】藤崎町企画財政課管財係
〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地
TEL 0172-75-3111 (内線 2213, 2214)
FAX 0172-75-2515 Mail kanzai@town.fujisaki.lg.jp
藤崎町ホームページ <http://www.town.fujisaki.lg.jp/>

